別表十四（五）　記載要領

1　この表は、内国法人がその有する令第119条の３第５項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の１単位当たりの帳簿価額の算出の特例）の他の通算法人の株式（出資を含む。次号⑵において同じ。）につき同条第６項（令第119条の４第１項後段（評価換え等があつた場合の総平均法の適用の特例）においてその例による場合を含む。）の規定の適用を受けて令第119条の３第５項又は第119条の４第１項の規定により当該他の通算法人の株式の１単位当たりの帳簿価額を算出する場合に記載すること。

2　当該他の通算法人が法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和４年政令第137号。以下この号及び次号において「令和４年改正令」という。）附則第６条第２項（有価証券の１単位当たりの帳簿価額及び時価評価金額に関する経過措置）に規定する経過連結子法人である場合には、次によること。

⑴　「通算完全支配関係発生日　⑵」の欄は、当該他の通算法人が令和４年改正令附則第６条第２項に規定する経過連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなつた日を記載すること。

⑵　「資産調整勘定等対応金額合計額　⑻－⑼　⑽」の欄の記載に当たつては、当該他の通算法人の株式につき令和４年改正令附則第６条第４項の規定の適用がある場合には、当該他の通算法人が同項に規定する連結完全支配関係発生日において有する営業権（令第123条の10第３項（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）に規定する独立取引営業権を除く。）の価額を「⑻－⑼」から減算して計算すること。この場合において、「時価純資産価額に係る加算調整額　⑿」の金額に当該営業権の帳簿価額に相当する金額を含めて記載しているときは、当該営業権の価額から当該相当する金額に「取得割合　⑳／㉓　㉙」の割合を乗じて計算した金額の合計額を控除して計算すること。

3　「被合併法人調整勘定対応金額　⒀」の欄は、当該他の通算法人を合併法人とする令第119条の３第７項第５号に規定する通算内適格合併に係る同項第６号に規定する被合併法人調整勘定対応金額（以下この号において「被合併法人調整勘定対応金額」という。）を記載すること。この場合において、当該被合併法人調整勘定対応金額が令和４年改正令附則第６条第３項の規定により被合併法人調整勘定対応金額とみなされた金額であるときは、当該金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

4　次に掲げる欄は、それぞれ次に定める期間において当該他の通算法人を法第62条の８第１項（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）に規定する被合併法人等とする同項に規定する非適格合併等が行われた場合には、「０」と記載すること。

⑴　「加算対象資産調整勘定対応金額等　⑽＋⒀　⒁」の欄　「通算完全支配関係発生日　⑵」の欄に記載された日から「通算終了事由が生じた日　⑶」の欄に記載された日の前日までの期間

⑵　「資産調整勘定対応金額　㉘×㉙　㉚　（マイナスの場合は０）」及び「負債調整勘定対応金額　（（㉘×㉙）が０を下回る場合のその下回る額）　㉟」の各欄　「⑴の法人の株式の取得又は譲渡をした日　⒅」の欄に記載された日から「通算完全支配関係発生日　⑵」の欄に記載された日の前日までの期間

5　「時価純資産価額に係る加算調整額　⑿」の欄は、その対象株式（令第119条の３第７項第２号に規定する対象株式をいう。）の取得の時において当該他の通算法人が同項第３号イ又はロに掲げる資産又は負債を有する場合における同号イ及びロに定める金額の合計額を記載し、その明細を別紙に記載して添付すること。

別表十四の⑴の記載要領第１号中「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号。以下この号において「令和３年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法第81条の６（連結事業年度における寄附金の損金不算入）（令和３年改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の96第１項（認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

別表十五の表中

「中小法人等の定額控除限度額（⑴の金額又は800万円×12／12相当額のうち少ない金額）」	「中小法人等の定額控除限度額（⑴と（（800万円×12／12）又は（別表十五付表「５」））のうち少ない金額）」

を

に改め、同表の記載要領第⑶号を次のように改める。

「中小法人等の定額控除限度額　⑶　の欄の記載に当たつては、次によること。

2　（⑴と（（800万円×12／12）又は（別表十五付表「５」））のうち少ない金額）」

⑴　租税特別措置法第61条の４第３項に規定する通算法人が同条第２項の規定の適用を受ける場合には「（800万円×12／12）又は」を消し、その他の場合には「又は（別表十五付表「５」）」を消すこと。

⑵　分子の空欄には、当該事業年度の月数を記載すること。

別表十五の記載要領第⑴号中「おける」の次に「当該法人（当該法人が通算法人である場合には、当該法人又は同日において当該法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のいずれか）の」を加える。

別表十五の次に次の１表を加える。

第明治三十五種郵便物認可